

議案第三十四号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年七月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部二の項額の欄1中「三万四千元」を「三万九千元」に、「六万五千元」を「七万六千元」に、「十三万三千元」を「十四万九千元」に、「二十万円」を「二十二万五千元」に、「二十六万千元」を「三十万五千元」に、「三十三万七千元」を「三十七万円」に、「四十六万円」を「四十九万七千元」に改め、同欄2中「二万円」を「二万円」に、「四万六千元」を「五万千元」に、「十万円」を「十一万三千元」に、「十八万五千元」を「二十万四千元」に、「三十万七千元」を「三十四万円」に、「四十一万五千元」を「四十五万七千元」に、「五十二万千元」を「五十六万七千元」に、「七十三万七千元」を「七十九万五千元」に改め、

同欄3イ中「十三万千円」を「十四万千円」に改め、同欄3ロ中「十九万九千円」を「二十一万五千円」に改め、同欄3ハ中「二十九万二千円」を「三十二万円」に改め、同欄3ニ中「三十四万八千円」を「三十七万九千円」に改め、同欄3ホ中「五十二万五千円」を「五十七万三千円」に改め、同欄3ヘ中「五十九万九千円」を「六十五万四千円」に改め、同欄3ト中「七十四万六千円」を「八十万八千円」に改め、同欄3チ中「百万四千円」を「百八万千円」に改め、同部三の項中「百万四千円」を「百八万千円」に改め、「応じ」の下に「、」を加え、同部六の項中「用紙一枚」を「一通」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>六の二 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十条の規定に基づく証明書の交付</p>	<p>開発行為又は建築に関する証明書の交付手数料</p>	<p>一通につき 九百円</p>	<p>交付申請のとき。</p>
--	------------------------------	----------------------	-----------------

別表一の部に次のように加える。

<p>六十五 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成等工事許可申請手数料</p>	<p>1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 イ 五百平方メートル以内のもの 二万円 ロ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 三万四千円 ハ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 五万四千円 ニ 二千平方メートルを超え、五千平方メートル</p>	<p>許可申請のとき。</p>
---	-----------------------	---	-----------------

ホ	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	八万九千円
ヘ	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	十二万三千円
ト	二万平方メートルを超え、四万平方メートル以内のもの	二十万千円
チ	四万平方メートルを超え、七万平方メートル以内のもの	二十二万円
リ	七万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二十七万五千円
ヌ	十万平方メートルを超えるもの	三十六万四千円
		五十三万三千円
2	土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ、次に掲げる額	
イ	五百平方メートル以内のもの	一万八千円
ロ	五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	二万八千円
ハ	千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	三万五千円
ニ	二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	五万四千円
ホ	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六万六千円

	<p>六十六 宅地造成及び特定盛土等規制法第十 六条第一項の規定に基づく宅地造成等に関 する工事に係る計画の変更許可の申請に対 する審査</p>
	<p>宅地造成等工事変更許可 申請手数料</p>
<p>へ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル 以内のもの 十二万千円 ト 二万平方メートルを超え、四万平方メートル 以内のもの 十三万四千円 チ 四万平方メートルを超え、七万平方メートル 以内のもの 十六万三千円 リ 七万平方メートルを超え、十万平方メートル 以内のもの 二十万七千円 ヌ 十万平方メートルを超えるもの 二十九万二千円</p>	<p>1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 変更許可 申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。た だし、その額が五十三万三千円を超えるときは、 その手数料の額は、五十三万三千円とする。 イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計 の変更（ロのみに該当する場合を除く。）につ いては、切土又は盛土をする土地の面積（ロに 規定する変更を伴う場合にあつては変更前の切 土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土を する土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の 切土又は盛土をする土地の面積）に応じ、六十 五の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額 ロ 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編 入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事</p>
	<p>変更申請のとき。</p>

<p>六十七 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第十八条の規定に基づく証明書の交付</p>	
<p>宅地造成等工事に関する証明書の交付手数料</p>	
<p>一通につき 九百円</p>	<p>の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、六十五の項に規定する額</p> <p>ハ その他の変更については、一万五千元</p> <p>2 土石の堆積を行う場合 変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が二十九万二千元を超えるときは、その手数料の額は、二十九万二千元とする。</p> <p>イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、六十五の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>ロ 新たな土地の土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ、六十五の項に規定する額</p> <p>ハ その他の変更については、一万五千元</p>
<p>交付申請のとき。</p>	

六十八 宅地造成及び特定盛土等規制法施行
条例（令和六年東京都条例第三十六号）第
五条第三項の規定に基づく盛土規制法調書
の写しの交付

盛土規制法調書の写しの
交付手数料

一通につき

七百元

交付申請のとき。

付 則

この条例は、令和六年七月三十一日から施行する。

（説 明）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）等の施行による宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）等の一部改正に伴い、手数料の新設等をするため、本案を提出いたします。